

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
福島県会津坂下町	高寺地区（片門）	令和3年3月16日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	99h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70.3h a
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	17.28h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.28h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	44.3h a
（備考） 今後中心経営体が引き受ける耕作面積については、現在経営している個人経営体の経営限界が来た場合に中心経営体が引き受ける方向で進める。	

2 対象地区の課題

【現状】 本地区における集落農業の現状は、50戸中8戸が農業経営を行っている地区であり、水稻を中心としながら8戸が土地利用型作物（小麦、大豆、そば）との複合型個人経営を行っている。 現在、地区内には5名の認定農業者（内認定農業者認定の特例措置1名）がおり、平均年齢68歳の農業者でその大半において後継者が不足している状況にあるが、後継者未定の農業者もあることから以下の課題解決に取組み、集落ぐるみでの農業経営継続を目指していく必要がある。 【課題】 ○高齢化、人口減少が顕著で若い担い手がいらない ○特産品がない（水稻、そば以外に何かないのか？） ○区画が狭い ○農地の補修・維持が困難になってきている（荒地にしないルール作りが必要） ○鳥獣被害が多く対策が必要 ○耕作放棄地が多くなってきている ○水路農道など条件が悪い（農作業機械等が通行する際に安全か？） ○改良区等の経費が高い ○委託農家の役割が明確化していない（労力提供のシステムづくりが必要） ○共同作業の人手不足

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区においては、水稻及び土地利用型作物栽培経営が主体であることから、以下のとおり農業を主体とした集落づくりを目指していく。

【集落農業の目標（将来像）】

遊休農地を出さず持続可能な農業経営を目指す。また、小区画圃場が多いため、大区画圃場に土地改良を進め、団地化・農地集約を促進させる。また、高齢でも現状維持で営農を続けられるように現状維持の経営者は集落内の水田を活用し重門治等の遠方にある農地は、(有)藤川農産等の機動力のある担い手に任せる。（農地の交換をし生産性、効率性を向上させる）

片門地区は水稻と土地利用型作物栽培を中心とするが、畑では根菜類や果樹等の片門地区でしかできない付加価値のついた農作物生産を目指す。

【集落農業を担う中心経営体】

本地区の3名を「4本地区における中心経営体」に位置付ける。

【課題解決に向けた取組み】

- ・土地改良事業や農地の集約化・団地化を実現に向けて集落内に新たに検討組織を設け引き続き検討していく。
- ・多面的事業を活用しながら持続可能な農地維持活動を引き続き継続していく。
- ・片門地区でしかできない付加価値のついた特産品・加工品（柿、大豆、ソバ等）の開発に取り組んでいく。
- ・法人化組織を支援しながら協力して働ける体制づくりを構築していく。
- ・有害鳥獣対策（ツキノワグマ、イノシシ等）として、鳥獣が近づけさせない環境づくり（草刈、生ごみの出し方の工夫）を実行し被害が拡大する場合は、侵入防止柵（電気柵等）の検討を図る。

【農地集積・集約の方向性】

本地区における農地利用は、以下のとおり利用促進を図っていく。

- ①水田（土地利用型作物圃場含む）⇒ 3中心経営体への利用集積を基本に進める
- ②畑地 ⇒ 当面、所有者での耕作維持を基本とし、大規模区画については3中心経営体への利用集積を進める

※現状維持で農業経営を実施する方は、遠方の農地等交換し集落内農地で継続して営農、その他の農地は機動力のある(有)藤川農産等の中心経営体に任せる。（現状維持経営者耕作ゾーン、中心経営体耕作ゾーンにわけ、持続可能な農業経営を目指す。）

【中心経営体の役割】

- ①集落農業の継続発展のために必要となる機械・設備等の計画的な更新
- ②地区内離農者の雇用機会創設及び次世代後継者の研修等の受入れと育成

【農地委託農家の役割】

- ①経験・知識を活かした、中心経営体への作業補助等の労力提供
- ②集落における多面的機能支払交付金事業活動への継続参加

4 本地区における中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稻、ソバ	45 ha	水稻、ソバ	86 ha	片門
認農		水稻、露地野菜	2.7 ha	水稻、露地野菜	2.7 ha	片門
		水稻	7 ha	水稻	10.3 ha	片門
計	3人		54.7 ha		99 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、

法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。